

長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】 2026（令和8）年9月改定

1 改定の経緯

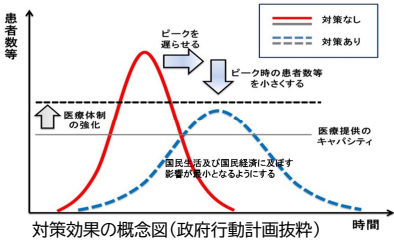
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、2015（平成 27）年3月に「長久手市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）」（令和2年2月一部改定）を策定。
- 新型コロナウイルス感染症対応における経験を踏まえ、
 - ・ 2024（令和6）年7月、新型インフルエンザ等対策政府行動計画
 - ・ 2025（令和7）年6月、愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画が抜本的に改正されたことを受け、市行動計画についても改定するもの。

2 改定の目的

次の感染症危機で、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対応を行うことを目指し、対策の充実を図る。

3 対策のイメージと目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活および社会経済活動に及ぼす影響が最小限となるようにする



4 計画期間

2026（令和8）年度から 2031（令和13）年度までの6年間

5 改定の主なポイント

- 平時の備えの充実
感染拡大時の対応だけでなく、研修・訓練、関係機関との連携確認、物資の事前準備など、平時の備えを明確に位置づけ
- 対象疾患の拡大
新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症を想定
- 発生段階の考え方
「準備期」「初動期」「対応期」に分け、特に準備期（平時）の取組を充実
感染状況の変化に柔軟に対応するため「時系列別」から「対策項目ごと」の構成に変更
- 対策項目の拡充
政府及び県行動計画の対策項目の13項目中、特措法第8条第2項に基づき以下の7項目とし、平時における対応やワクチンについての内容を充実

前計画（H26 年度策定）	改定後
①実施体制	①実施体制
②サーバイランス・情報収集	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③情報提供・共有	③まん延防止
④予防・まん延防止（予防接種含む）	④ワクチン
⑤医療	⑤保健
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	⑥物資
	⑦市民生活及び社会経済活動の安定の確保

6 対策項目の概要

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	■市行動計画等の作成や体制整備・強化 ■実践的訓練の実施 ■関係機関との連携体制構築	■市対策本部の設置等の体制整備 ■必要な予算の確保	■国の基本的対応方針を踏まえた対策の実施 ■職員の派遣・応援への対応 ■長期間の対応も見据えた柔軟な実施体制
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■感染症に関する情報提供・共有体制の構築 ■差別や偽・誤情報に関する啓発	■市民との双方向のコミュニケーションの実施（相談窓口の設置等）	■市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取組を実施 ■対策の切替え時にも配慮して対応
③まん延防止	■基本的な感染対策やまん延防止対策への理解促進（情報提供）	■まん延防止に備えた迅速な対応のための準備	■国や県の方針に基づいた適切なまん延防止対策の実施 ■感染症の特徴等を踏まえた対応の柔軟な見直し
④ワクチン	■ワクチンの供給・接種体制（特定接種、住民接種）の構築 ■関係機関との連携	■接種体制の構築（人員・会場・物品等の確保、運営準備） ■庁内の人員体制の確保	■予防接種の実施、接種体制の確保 ■接種に関する情報提供
⑤保健	■研修・訓練を通じた人材育成 ■平時から感染症情報や対策を市民へ周知	■保健所の応援派遣要請に対する協力体制の構築 ■市民への情報発信・共有	■県が実施する健康観察及び生活支援への協力
⑥物資	■感染症対策物資等を備蓄	■感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認 ■備蓄物資等の供給に関する相互協力	■感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認 ■備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦市民生活及び社会経済活動の安定の確保	■国・県との情報共有体制の整備 ■生活支援のための仕組みの整備	■事業者及び市民等に事業継続のための準備等の呼びかけ	■心身への影響に係る施策の実施 ■生活支援を要する者への支援 ■影響を緩和するための支援及び対策

※リスクコミュニケーション：リスク情報とその見方を共有し、対話や意見交換を通じて相互理解と合意形成を図る双方向のコミュニケーション活動。

7 計画書本編

市ホームページに掲載

